

1. 一般に、現在の権利又は法律関係の存在が争点で、その前提にすぎない過去の事実や法律関係の問題と対比した、その場合の解決である。その後の法律関係の発生が考慮されず、現在の紛争の解決に役立たずと阻害されることから、過去の法律関係の存在を、確認を求めない旨に、原則として否認の判断を行うと言えよう。

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

2. 47年判決の事案は、遺言により遺贈贈与する財産は、1つでいいから
11 < 全財産であった。この場合、現在の法律関係を確認し、おとすれば、
12 対象とすべき財産をすべて取り戻し、回復するべきか
13
14
15 ねほい。

3. 本件では、遺言(ニ対)遺贈される財産は、甲1のためである。E1が、現在
15 甲1の所有権を有することの確信を述べ、47年判決のように、ナビ
16 ナビ過去の法律関係を確認する必要が生ずる。

4. よ、本件に47年判決の射程は及ばず、原則通り、本件費言
無効確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして却下されるべきで
ある。
→コビッド19の感染拡大防止のため、

1. 被告が適格を有する者とは、その者を被告として請求認容判決を得る場合に原告の法的利益が保護されるという関係にある者である。

2. 2(2)、たしかに、 一言執行者は、 直言の執行に必要の一切の行為を

(

す。権限を権利義務を有している。そのため、Dは土地甲の処分権を有しているため、不被告資格を存するといえようである。

3. しかしながら、遺言執行者および相続人とするものは、あくまで遺言執行の範囲に限られる。本件では、土地甲2の所有権移転登記は既に
 2. Cに經由され、Dの遺言執行業務は終了したといえる。そのため、
 1. Dは土地甲2の相続権を有してはいない、Dには預告遺言者がない。

1. 請求原因は、以下の通りである。

2. ① F-15, 平成15年4月1日, 死亡。

② 2000 年 11 月 14 日

③ Fは、①当時、土地を所有していた。

1. 前節にかいた。自由主張のうち、¹³「その生前」の部分で①の主張がな
¹⁴され、¹⁵「自由」の部分で②の主張がなされている。③にかいての主張は
自由主張のより讀みとれぬが、¹⁶自由主張の「丁か土地を賣買し受け
たのち自由を享け、¹⁷自由を以てあり」の部分でなされている。

2. この二、弁論主義は、裁判所と当事者との間の役割の分担と問題とするものである。主要事実の主張は、いずれの当事者からしてもよく、その主要事実が既に当事者によって主張されていると認め、それがたまたま主張された

子(主張共通の原則)。

そのため、③の主張を責任する（が）責任がHにある主張として

同

(

→ 上はともかく

3. ゆえに、裁判所は、上記請求原因を^判決の基礎とすることにおいて、

第4 設問4

1. 前訴で、Gの所有権確認訴訟が棄却されたことにより、Gは土地の所有権を有しないことにつき既判力が生じた。そして、後訴において、Gは土地の共有持分権を有するとの主張は、設問の理解と前提とすると、既判力において、遮断事由となるが原則である。

2. もっとも、本来、前訴におけるGの本訴請求は、相続分にたいして共有持分の割合で一部認容するであった。それにもかかわらず、全部棄却されたのであるから、後訴において、FはGの相続にすぎた土地の共有持分権の取得をGは主張することには^{争点}争点の差、差とあると、言明でよい。

3. はい。Fは^{前訴に不当な判決である}前訴判決の~~既判力~~を^{既判力}持出し、これは、信義則違反である。→ 公共の利益から、既判力の効力は及ばない。

4. よう。Gの所有権確認請求を全部棄却した確定判決の既判力は、後訴におけるGの土地の共有持分権を有するとの主張を遮断するとの間接的、訴訟物の争点より争点外である。

全体としては、Gの権利を保護する以上、述べた通り、いさう。

既判力
内容に争点外は及ばない